

(柳井地区広域消防組合公告第1号)

次のとおり条件付一般競争入札を実施します。

令和8年2月24日

柳井地区広域消防組合管理者 井原 健太郎

1 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(1) 工事名

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新工事（その2）

(2) 工事場所

柳井地区広域消防本部 外6署所と山上基地局3箇所及び柳井市南町五丁目地内

(3) 工事の概要

柳井地区広域消防組合の高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新
工事

(4) 工期

契約締結の日の翌日から令和10年1月31日（月）まで

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札公告日において、令和7・8年度柳井市建設工事競争入札参加資格者のうち、電気通信工事の認定を受けていること。
- (3) 入札公告日において、特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 本工事に使用する高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の主要機器について、製造を自社で行っていること。
- (5) 平成27年4月1日から公告の日までの間に元請人又は共同企業体の構成員（出資

比率が20パーセント以上であるものに限る。)として、ア及びイについてそれぞれ1件以上の施工実績(公告の日までに竣工(検査合格)したものに限る。)を有すること。

ア 高機能消防指令センター総合整備事業の離島型以上に準ずる施工実績

イ 消防救急デジタル無線整備事業の施工実績

(6) 本工事公告日以前に3か月以上の直接雇用関係にある現場代理人及び主任技術者等を、本工事に専任で配置できること。(現場代理人及び主任技術者等は、これを兼ねることができる。)

ア 現場代理人は、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、第1級陸上特殊無線技士、第2級陸上特殊無線技士、第3級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有する者

イ 主任技術者等は、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び過去5年以内に監理技術者講習を受講した、監理技術者講習修了証を有する者

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO 27001)又は個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の品質を証明するもの(ISO 27001又はプライバシーマーク)を取得していること。

(8) この公告の日から当該入札に係る落札者を決定する日までの間のいずれの日においても、柳井市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 工事の引き渡し後において、障害発生時の支援体制、補修部品の支援体制及び技術的内容についての問い合わせ等に対応する体制を山口県、広島県又は福岡県のいずれかに確保できること。

3 契約条項を示す場所

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部総務課

4 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所 柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 3階 大会議室

(2) 日時 令和8年3月13日 午前11時

5 入札に係る手続

入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和8年2月27日午後1時まで
に柳井地区広域消防本部通信指令課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面
を令和8年3月3日までにファクスで通知する。

(1) 一般競争入札参加申請書（第1号様式）

(2) 同種、類似工事の施工実績について記載した書類（第2号様式）

(3) 現場代理人又は主任技術者等の資格について記載した書類（第3号様式）

(4) 特定建設業の許可通知書の写し

(5) 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の主要機器について、製造を自
社で行っていることが証明できる書類

(6) 主任技術者等が監理技術者講習を受講したものであることを証する書面

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は個人情報保護マネジメン
トシステム（PMS）の品質を証明するもの（ISO27001又はプライバシーマ
ーク）を取得していることを証する書面

(8) 工事の引き渡し後における障害発生時の支援体制等の問い合わせ対応拠点が、山口
県、広島県又は福岡県のいずれかに在ることが証明できる書類

6 入札保証金

免除する。

7 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

- (2) 郵便又は電信による入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 工事費内訳書の提出のない入札
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

柳井地区広域消防組合契約規則（平成元年柳井地区広域消防組合規則第3号）第2条において準用する柳井市契約規則（平成17年柳井市規則第52号）第11条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の額があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 設計図書は、令和8年2月24日から令和8年2月26日までの午前8時30分から午後5時15分までの間、柳井地区広域消防本部総務課において、縦覧に供するとともに、2の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。
- (4) 本案件については、議会の議決を要する契約となるため、柳井地区広域消防組合議会の議決を経た後、管理者が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示を示したときに、本契約としての効力を生ずるものとし、それまでの間は仮契約とする。
- (5) 契約保証金として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約

保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は柳井地区広域消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (6) 詳細については、柳井地区広域消防本部通信指令課（電話0820—22—0040）に問い合わせること。